

日高村

((閱覽・契約用))

（令和6年度）

第2号 治水令和6年度

高知県 高岡郡高村町 目福名沖

日高村水害に強いまちづくり公園基本設計・実施設計計画書

履行期限

命相7年2月28日

令和6年6月3日 作成

委託概要	起工又は変更理由
公園基本設計・実施設計 N=1.0式	
地下貯留槽設計 N=1.0式 外構設計 N=1.0式	
管理棟設計 N=1.0式、WC棟設計 N=1.0式	
モデルハウス棟設計 N=1.0式、遊具設計 N=1.0式、	
健康遊具設計 N=1.0式	

建築設計委託業務特記仕様書

(実施設計 [一般])

I 業務概要

1. 業務名称 (日高村水害に強いまちづくり公園基本設計・実施設計委託業務)

本業務は、建築主体・設備一括工事 の設計委託業務である。

2. 計画施設概要

(1) 施設名称 (日高村水害に強いまちづくり公園)

(2) 施設の場所 (高岡郡日高村 沖名 田福)

(3) 施設用途 (公園)

3. 設計与条件

(1) 敷地の条件

a. 敷地の面積 (7282 m²)

b. 用途地域及び地区の指定 ()

4. 設計概要

1 貯留槽工事基本・実施設計 RC造 延べ1500m³程度

2 外構工事基本・実施設計 一式

3 管理棟工事基本・実施設計 木造平屋建て 延べ110m²程度

4 WC棟工事基本・実施設計 木造平屋建て 延べ30m²程度

5 モデルハウス棟工事基本・実施設計 木造平屋建て 延べ30m²程度

6 遊具工事基本・実施設計 一式

7 健康遊具工事基本・実施設計 一式

(4) 予定期 (契約日の次の日) ~ 令和 7 年 2 月 28 日)

(5) 設計コンセプト

基本計画（抜粋）を参照。

メンテナンスが経済的かつ容易に行えるようにする。

(6) その他の条件（基本的な考え方）

基本計画のとおり。

貯留槽部分でスクリューウェイト貫入試験を6箇所程度行う。

II 業務仕様（共通）

契約書の規定による「共通仕様書」は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）とする。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、□印の付いたものは、■印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

■ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士

□ 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級または二級建築士

□ 建築士法（昭和25年法律第202号）による建築設備士

3. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- b. 積算業務は、職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- c. 設計委託が分割発注されている場合、受注者双方は設計委託業務において必要となる設計図及びCADデータは互いに無償貸与すること。
- d. 提出されたCADデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。
- e. 現場並びに周囲の状況を十分調査し、工事中及び将来問題となる事項のないよう設計に配慮すること。
- f. 機器、器具の選定及び配置については、プロット図等により事前に職員の承認を得ること。
- g. 関係法令を遵守し、関係官公庁及び各事業者等と十分打ち合わせを行い、その内容を職員に報告し、必要な協議を行うこと。
- h. 設計委託が分割発注されている場合
納まり上問題となるピット、パイプシャフト、換気口、埋め込み器具の穴明け、補強筋、点検口等必要事項は、相互において十分検討協議を行い、遺漏のないようにすること。
- i. 建築基準法等関係法令上必要となる計算等は図面上に記載すること。
- j. 特殊な工法等について

受注者は、適用基準等により難い特殊な工法、材料、製品等（以下「特殊な工法等」という。）を採用しようとする場合は、あらかじめ職員と協議し、承諾を得なければならない。
この場合、特殊な工法等を採用する理由並びに価格及びライフサイクルコストの比較その他職員の指示による資料を提出すること。
なお、特殊な工法等の製造者等は原則として3者以上であること。また、計算等が製造者等ごとにそれぞれ必要となる場合は、原則として3者以上について設計図を作成し計算等を行うこと。

(2) 打ち合わせ及び記録

打ち合わせは次の時期に行う。

各打ち合わせ記録は、書面にして職員に提出すること。

- a. 業務着手時
- b. 施工計画の検討
- c. その他職員又は管理技術者が必要と認めた時

4. 貸与する図書及び資料

貸与物品は次のとおりとする。貸与を希望する場合は、書面において申し出ること。
なお、貸与物品は完了検査時にすべて返却すること。

原建築主体工事設計図書

意匠図 全て 一部 (

) (CADデータ 紙)

構造図 全て 一部 () (CADデータ 紙)

構造計算書 有り 無し

その他 ()

原設備工事設計図書

電気設備図 全て 一部 () (CADデータ 紙)

機械設備図 全て 一部 () (CADデータ 紙)

その他 ()

5. その他

- (1) 建築士法第22条の3の3に定める記載事項の届出

本業務の落札者は、建築士法第22条の3の3に定める記載事項を、別添の「建築士法第22条の3の3による記載事項（変更）届出書」により契約時に発注者へ届け出ること。変更が生じた場合についても同様とする。

（※ 延べ面積が300m²を超える建築物の新築に係る業務又は増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替えに係る業務で当該部分の面積が300m²を超える業務が適用対象。）

- (2) 職員との連絡を密にし、打ち合わせを行った後に作業に取りかかること。

- (3) 受注者は、委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさないこと。

- (4) 本業務の委託料には、確認申請手数料、構造計算適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は含まない。

- (5) 基本設計を基に横断・縦断計画等が必要な箇所について追加で測量作業を依頼する場合は、発注者と受注者との協議を基に算出した費用を追加する。

III 業務仕様（建築主体）

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

実施設計

■ 建築（意匠）実施設計

■ 建築（構造）実施設計

(2) 追加業務

建築積算業務 ()

透視図作成 [種類 () 判の大きさ () 枚数 ()
額の有無 () 及び材質 ()]

透視図の写真撮影 [カット枚数 ()
判の大きさ () 及び白黒・カラーの別 ()]

模型制作 [縮尺 () 主要材料 ()
ケースの有無 () 及び材質 ()]

模型の写真撮影 [カット枚数 ()
判の大きさ () 及び白黒・カラーの別 ()]

確認申請手続き業務（確認済証の交付を受けること）

市町村指導要綱による中高層建築物及び集合住宅の届出書の作成及び申請手続き業務

（標識看板の作成、設置報告書の届出、日陰図の作成）

■ 省エネルギー関係計算書（モデル建物法による）の作成及び申請手続き業務

高知県浄化槽指導要綱による届出業務

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 建築

■ 建築工事設計図書作成基準

■ 建築設計基準

■ 建築構造設計基準

■ 建築工事標準詳細図

■ 摊壁設計標準図

■ 構内舗装・排水設計基準

■ 官庁施設の環境保全性基準

官庁施設の総合耐震・対津波計画基準

官庁施設の総合耐震診断・改修基準

■ 敷地調査共通仕様書

■ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）

■ 公共建築木造工事標準仕様書

- 建築物解体工事共通仕様書
- 木造計画・設計基準
- 高知県ひとにやさしいまちづくり条例

b. 建築積算

- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）

2. その他

(1) 地震地域係数 $Z = 1.0$ とする。

(2) 吊り天井の脱落対策について

特定天井（建築基準法施行令第39条第3項の特定天井をいう。以下同じ。）に該当する天井に加え、屋内運動場等の大規模空間の主室（倉庫や廊下等は含まれない）については、高さが6mを超える天井、又は、水平投影面積が200m²を超える天井についても、特定天井の構造基準に準拠して脱落対策を行うこと。

(3) 鉄骨工事に用いる鋼材の規格は、以下の通りとする。

- 主要な架構を構成する部材（柱、大梁等）はSN、STKN、BCP、BCRとし、その他の二次部材は、公共建築工事標準仕様書7.2.1に規定するとおりとする。
- 公共建築工事標準仕様書7.2.1に規定するとおりとする。

III 業務仕様（建築設備）

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

- 電気設備実施設計
- 機械設備実施設計

(2) 追加業務

- 電気設備積算業務
- 機械設備積算業務
- 確認申請及び各種申請手続き業務

(E Vは申請手続きに要する法的チェック業務のみ。届け出は対象外。)

- 高知県浄化槽指導要綱による届出業務
- 省エネルギー関係計算書（モデル建物法による）の作成及び申請手続き業務
- 特定施設設置届出書（水質汚濁防止法関係）

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものとする。

a. 設備

	(年版等)
■ 建築設備計画基準・同要領	(H 3 0)
■ 建築設備設計基準	(H 3 0)
<input type="checkbox"/> 電気設備工事設計基準	(高知県)
■ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	(H 3 1)
■ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	(H 3 1)
<input type="checkbox"/> 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）	(H 3 1)
■ 電気設備工事監理指針	(R 1)
<input type="checkbox"/> 機械設備工事設計上の申し合わせ	(高知県)
<input type="checkbox"/> 機械設備工事施工要領	(高知県)
■ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	(H 3 1)
■ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	(H 3 1)
<input type="checkbox"/> 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）	(H 3 1)
■ 機械設備工事監理指針	(R 1)
■ 高知県ひとにやさしいまちづくり条例	(高知県)
■ 建築設備設計計算書作成の手引	(H 3 0)
■ 建築設備耐震設計・施工指針	(2014年版)
<input type="checkbox"/> 雨水利用・排水再利用設備計画基準	(H 2 8)
<input type="checkbox"/> 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	(H 2 5)
<input type="checkbox"/> 官庁施設の総合耐震診断・改修基準	(H 8)
■ 官庁施設の環境保全性基準	(H 2 9)

b. 設備積算

- 公共建築工事積算基準 (H 2 8)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (R 3)
- 公共建築設備数量積算基準 (H 2 9)
- 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）(H 3 0)

3. 成果物

(1) 電氣設備

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所 (<http://www.rIBC.or.jp/>) にてレンタル申込ができます。

(2) 機械設備

(注) 営繕積算システムRIBCは、(一財)建築コスト管理システム研究所 (<http://www.ribc.or.jp/>) にてレンタル申込ができます。

4. 提出部数等

※工事は分割して発注する場合があるので、成果物の提出に先立ち、提出部数について調査職員と協議を行うこと。

成 果 物	部 数	摘 要
a. 設 計 図 書		
■ CADデータ	1	原則としてCD-Rで提出する。 データ形式は、[JWW形式]とし、他の形式により提出する場合はJW_CADで読みが可能な形式とすること。なお他の形式で提出する場合は、元データとの整合性を取ること。
■ 施行図用製本	1	図面を1枚毎に折りたたみ(A4判)裏表紙 背張りを付けた後、工事費内訳明細書を綴り込むように製本し、紐綴じしたもの (背張り面に工事名を記入)
■ 2ツ折製本	3	図面サイズは設計原図サイズのまま(縮小しない) 2つ折り製本したもの
■ 2ツ折縮小製本	3	2つ折り時のサイズがA4判(※1)になるように 図面を縮小し、2つ折り製本したもの
■ 平綴じ図面 (工事施工用)	1	A3判(※1)(各図面に建築士法第20条第1項の規定による記名を行い、左綴じ合わせとしたもの)
b. そ の 他 の 資 料		
■ 工事積算数量算出書	1	
■ 工事積算数量調書 (内訳明細書)	1	電子データ共
■ 計算書	1	① 電気設備 <input type="checkbox"/> 照明 <input type="checkbox"/> 負荷設備容量 <input type="checkbox"/> 電圧降下 <input type="checkbox"/> 自家発電設備 ② 機械設備 <input type="checkbox"/> 構造 <input type="checkbox"/> 衛生設備 <input type="checkbox"/> 空調設備 ③ その他 <input type="checkbox"/> 維持管理費 <input type="checkbox"/> 省エネルギー関係 ※A4判に製本し、表紙を付け工事名を記入する
■ 見積書	1	比較表を含む
■ 打ち合わせ内容	1	
□ 委託業務実施工程表	1	計画工程表と対比したもの
□ 営繕工事積算資料	1	県書式

※1 … 設計原図サイズがA1判以上の場合は、図面サイズは調査職員と協議すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を行うに当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならぬ。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及び損傷の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 受注者は、発注者が承諾をしたときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、この契約による業務を行うため発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従業者への周知)

第9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても

当該業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

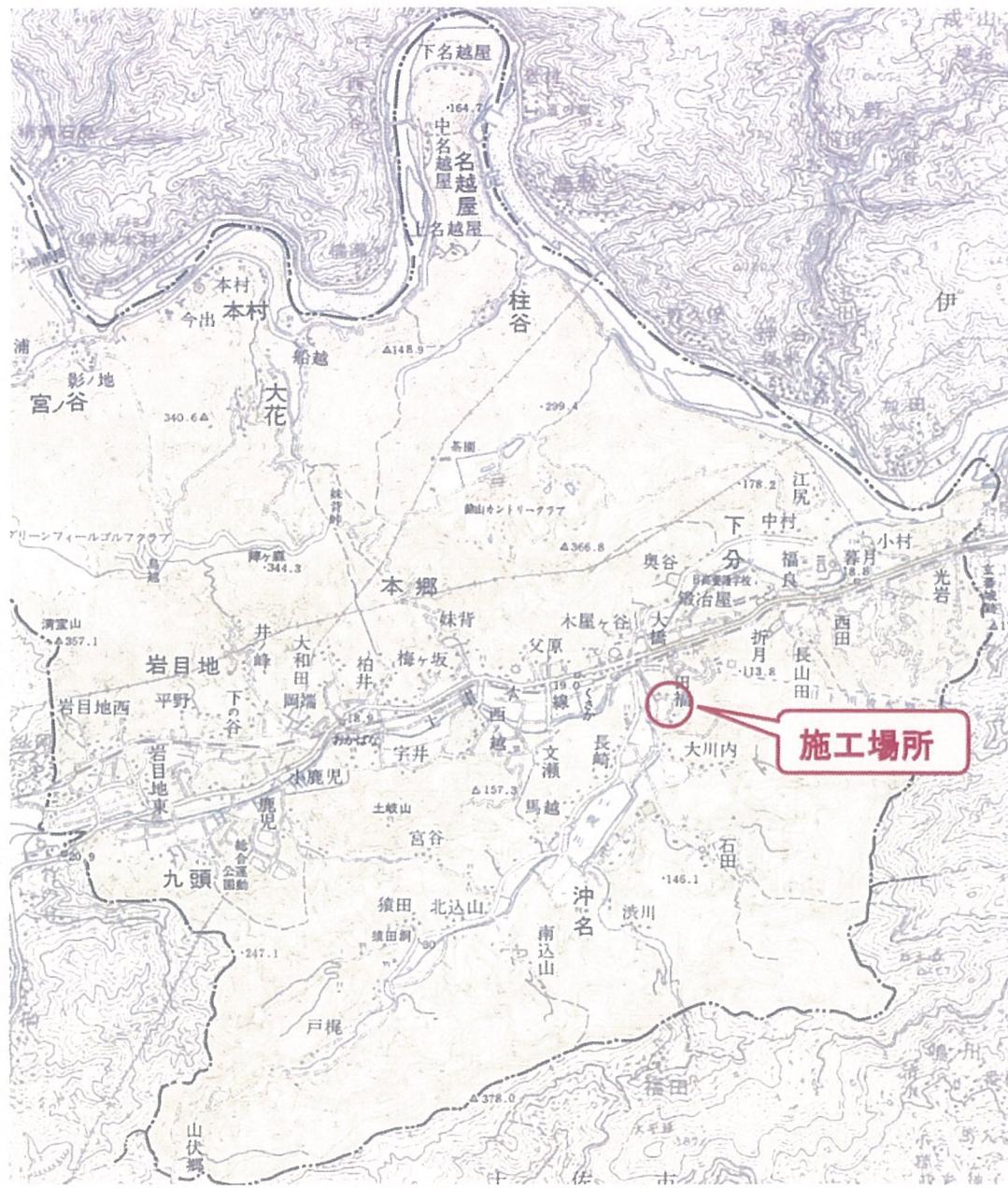
第10 発注者は、受注者がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

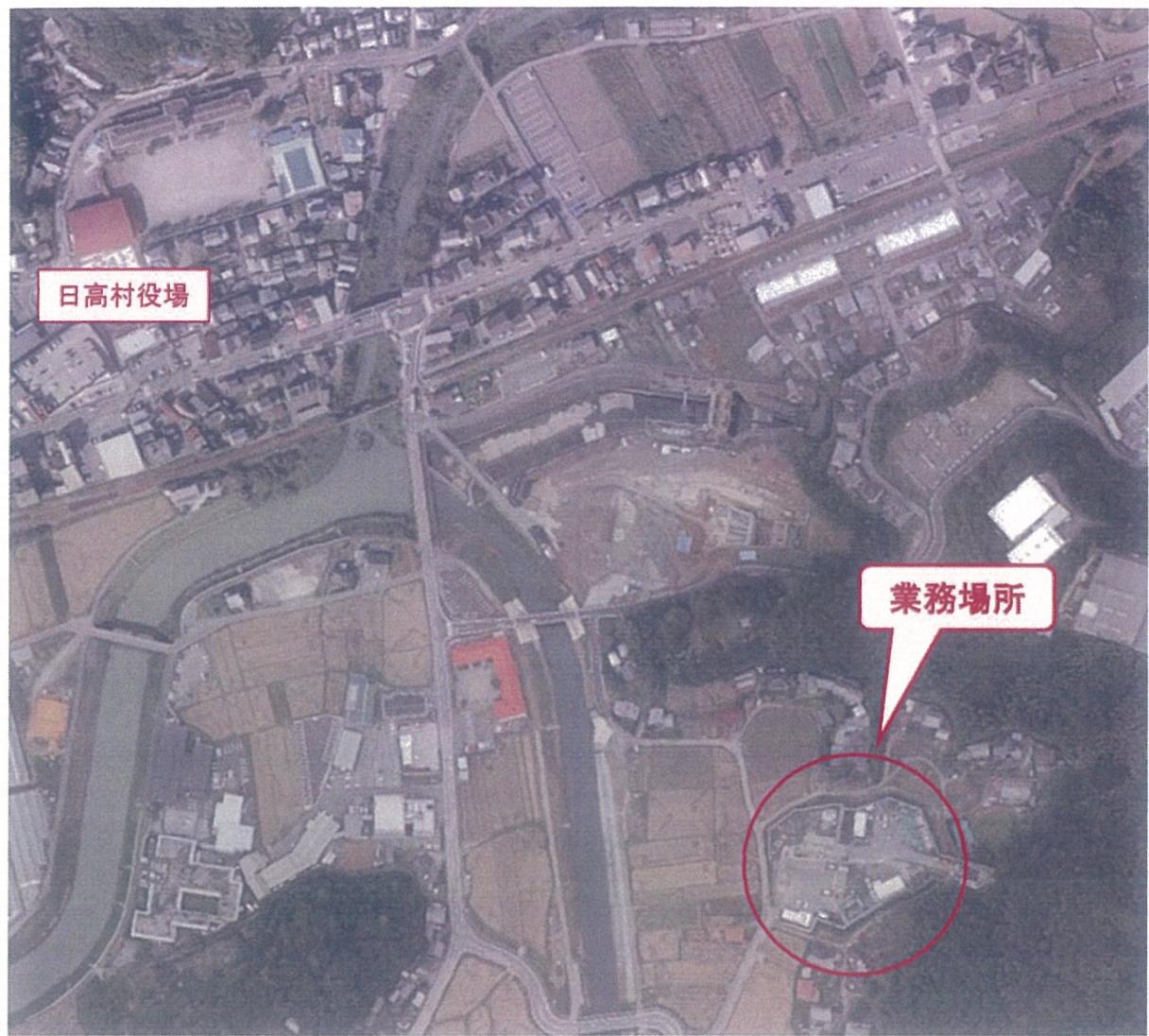
第11 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

以上

位置図



詳細位置図





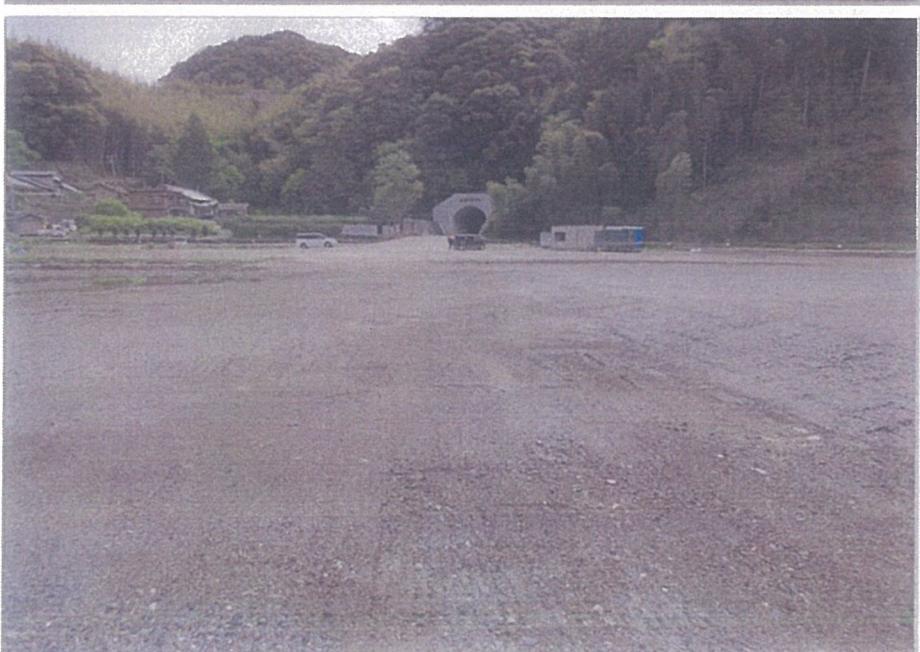
No. _____

業務箇所



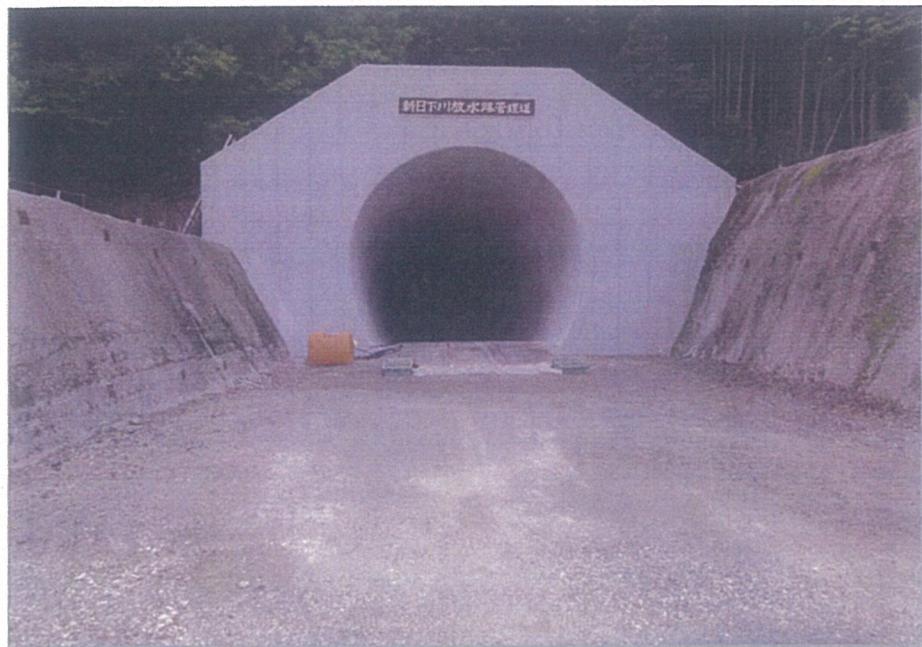
No. _____

業務箇所



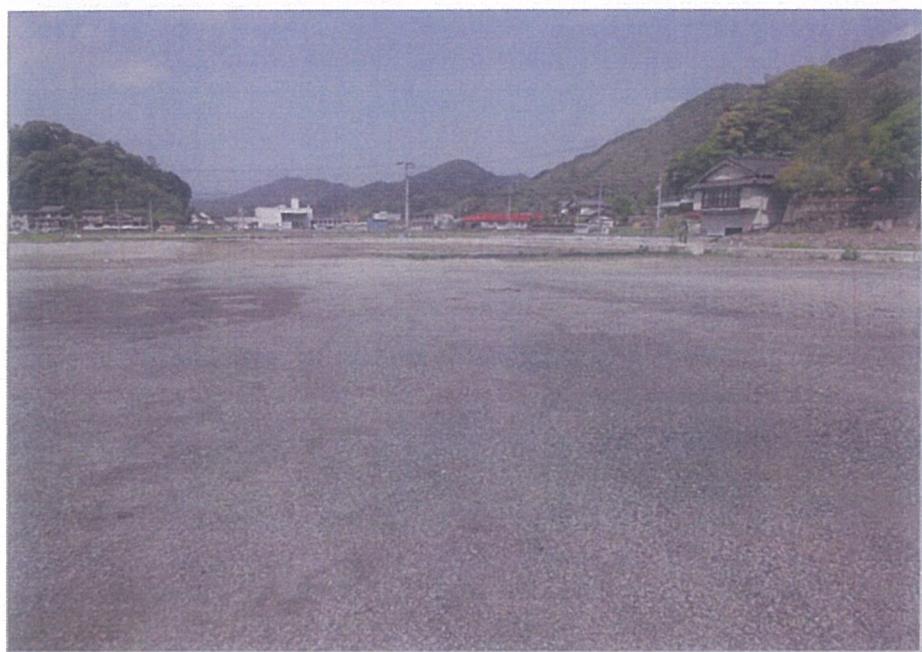
No. _____

業務箇所



No. _____

業務箇所



No. _____

業務箇所



No. _____

業務箇所